

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和2年4月11日 01時45分ごろ
発生場所	三重県四日市港第3区 四日市港東防波堤北灯台から真方位358°670m付近 （概位 北緯34°58.3′ 東経136°40.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートあるかでいあⅢ世は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年4月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート あるかでいあⅢ世、5トン未満（長さ5.38m） 294-13607三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、漂流して釣りを行った後、移動しようとしたところ、船外機が始動できなかったため、海上保安庁に通報し、来援した巡視艇に救助された。 船長は、ふだん、3時間程度の釣りを行ってから帰航していたものの、本インシデント当時、釣果があり、連続して約7時間探照灯を使用して釣りをを行い、バッテリーが過放電状態となったと思った。 船長は、本インシデント後、予備のバッテリーを搭載した。
分析	本船は、船長が、船外機を停止して漂流中、長時間探照灯を使用して釣りをを行い、バッテリーが過放電したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、船長が、船外機を停止して漂流中、長時間探照灯を使用して釣りをを行い、バッテリーが過放電したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船外機を停止して漂流する際、探照灯等、電気機器を長時間使用しないこと。